一般社団法人 日本循環器学会

ビンダケル処方症例全例登録

研究データ利用に関する費用規定

1. 本規定は、ビンダケル処方症例全例登録研究データ利用に関する細則第10条2項に基づき、データ利用申請者に分析用データの作成に係る費用を定めることを目的とする。
2. データ利用申請者は、学術委員会心アミロイドーシス調査研究ワーキンググループにおいて研究利用の承認が得られた後に、速やかに第3条により定められた費用を支払う。
3. データ利用に関する費用を以下の通り定める。但し、利用データのボリュームや解析の難易度によって増額することがある。

|  |  |
| --- | --- |
| データ名 | 費用（税込） |
| ビンダケル処方症例全例登録研究データ | １１,０００,０００円 |

1. 本規定の改廃は、学術委員会心アミロイドーシス調査研究ワーキンググループで審査を行い、その承認を得て行う。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2022年4月25日制定